令和２年度高知県病床機能再編支援交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「令和２年度病床機能再編支援補助金交付要綱」（「令和２年度病床機能再編支援補助金の国庫補助について」（令和３年１月21日 厚生労働省発医政0121第２号）別紙）に基づき、令和２年度高知県病床機能再編支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付金の目的）

第２条　県は、地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号。第７条第３号において「法」という。）第30条の４第２項第７号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現に向けた取り組みを一層推進させることを目的として、医療機関が行う病床数の削減に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付対象者、交付額等）

第３条　交付金の交付対象者、交付要件及び交付額については、別表第１に定めるとおりとする。

（交付金の申請）

第４条　交付申請書の様式は、別記第１号様式とし、交付対象者は、その他の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第５条　交付金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(１)　別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接給付事業者としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じなければならないこと。

　(２)　交付金の交付要件となる病床数等を変更する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(３)　交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(４)　給付に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

(５)　前各号に掲げるもののほか、交付金事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項を遵守すること。

(６)　納期限の到来した県税について滞納がないこと。

（交付金の交付の決定等）

第６条　知事は、交付金の交付の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（交付金の交付の決定の取消し）

第７条　知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

　(１)　交付対象者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めた場合

　(２)　交付金の交付要件となる病床の削減等が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった場合

　(３)　交付金の交付を受けた日から令和８年３月31日までの間に、同一の構想区域（同法第30条の４第２項第７号に規定する「構想区域」をいう。）に開設する病院等において、許可病床数を増加させた場合（特定の疾病にり患する者が多くなる等の事情により、知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合を除く）

　(４)　申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合

（交付金の返還等）

第８条　知事は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付金を返還させるものとする。

２　知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

（実績報告等）

第９条　交付対象者は交付が完了した日から30日を経過した日又は令和３年３月31日のいずれか早い日までに別記第３号様式により、実績報告を行うものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条　交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（検査等）

第11条　知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（個人情報の保護）

第12条　事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

２　交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第２号）の規定を遵守しなければならない。

（情報の開示）

第13条　当事業又は交付対象者等に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附　則

　１　この要綱は、令和３年３月23日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

　２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第５条第４号、第７条、第８条及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。